



【一次対応（緊急対応）】

I. 事実関係の把握

- (1) いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた、見た）か」を、具体的に聞き取り記録する。
- (2) 聞き取り結果は、時系列に整理する。
- (3) 児童生徒の心情に配慮しながら話を聞く。
 - ①信頼関係のある教師等が対応するなど、組織的に対応する。
 - ②心情に配慮しながら共感的に聞き取りを行う。
 - i. 児童の立場や発達段階を考慮して、ていねいに聞き取りをする必要があり、本人の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くようにする。
 - ii. 自分のことを心配し、守ってくれる人がいるという安心感を持たせ、心のケアを図る。
 - iii. 教師や保護者が知っている事実と、被害者本人が感じている認識にずれがある場合もあるので、心情に寄り添いながらも「いつ、どこで、誰に、何をされたか」という具体的事実をしっかりと聞きとる。
- (4) 教師の気づき、保護者や地域住民からの情報などから、いじめがわかった時は、すぐに情報提供者から聞き取りを行い、迅速に事実確認を行う。

II. 関係者への報告・連絡・相談

- (1) 事実確認後、時系列に整理した資料を準備して、速やかに管理職及び関係職員に報告する。
- (2) いじめ対策委員会を開催し、事実確認を行うとともに、今後の対応、指導を検討する。
- (3) 被害、課外児童の保護者に、事実関係と今後の対応を正確に伝える。
 - i. 保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問するなど、直接話をする。
 - ii. 被害児童の保護者に対しては、「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ということを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮しながら、が得られるように配慮する。
- (4) 事案に応じて警察などの関係機関と連携することで、問題を客観的に捉えなおしたり、事実の正確な確認に役立てる。

【二次対応（短期的対応）】

I. 支援体制の確立

- (1) いじめ対策委員会を開催し、経過の報告及び支援体制の確立を検討する。
- (2) 被害児童と最も信頼関係ができていない教師を中心とした支援体制を確立する。
- (3) 指導・支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解する。
- (4) 組織的に対応を進めるが、役割分担を明確にするとともに、情報を共有しながら支援を進める。
- (5) 被害、加害児童の保護者に、現在の状況や今後の対応や指導、支援の方針を伝える。
- (6) 関係機関を有効に活用する。

【三次対応（長期的対応）】

I. 児童への継続的支援と集団への適応

- (1) いじめ対策委員会を開催し、いじめへの対応、指導について整理、検討しながら長期的視点での支援や指導の方針を検討する。
- (2) 日常的な観察やチェックリスト等を活用したり、定期的なアンケート調査等を実施することで、継続した観察を行い、保護者に対しても定期的な連絡を行う等十分な支援、連携を行う。
- (3) 被害児童の心の傷は、本人の捉え方によって違いがある。また、いじめが解決したとみられる場合でも、いじめが継続していたり、相手をかえて再発したりすることが考えられる。したがって、被害児童の対人関係能力の向上や改善のために、スクールカウンセラー等の協力のもと、児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングなどを行うことも検討する。